

ESG/統合報告 Keyword vol.20

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているESG/統合報告研究室の研究員が、“いまさら聞きにくい” 初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。

1 TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）

2021年6月、ロンドン証券取引所グループ傘下で金融情報やリスク管理などのサービスを提供する英国企業リフィニティブ（Refinitiv）CEOであるDavid Craig氏と生物多様性条約 事務局長のElizabeth Maruma Mrema 氏を共同議長とし正式発足。自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織。



ココがポイント

TNFDは、金融機関や事業会社が自身のビジネスの自然への依存度や自然に与える影響を評価、管理、報告するための枠組みを提供し、自然関連のリスクを評価し、財務上の情報開示を求める世界的な取り組みを推進することで、自然界に負の影響を与える資金の流れを転換させ、自然界に良い影響をもたらすことを目的としています。TNFD枠組みはTCFDと同様に、ガバナンス、戦略、リスクと影響の管理、目標の4本柱から成り立っています。TCFDでは合計11の開示項目を設定していますが、TNFDはこれに自然関連特有の3項目を加え、「戦略」に「重要性の高い生態系に関する記述」を、「リスクと影響の管理」に「投入物の供給源に関する記述」「ステークホルダー・エンゲージメントに関する記述」を追加しました。2023年3月に最終草案を公開後、6月1日までに寄せられたコメント等を織り込み、9月までに枠組みを固める意向としており、今後の動きが注目されます。

2 30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）

30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに地球の陸・海それぞれの30%の面積を保全する、という目標のこと。2022年12月、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明—モントリオール生物多様性世界枠組み」の目標3に記載された。



ココがポイント

社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化傾向にあると指摘されています。人類が持続的に生態系サービスを享受していくためには、地球規模で生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」に向けた行動が急務となっています。現在、日本国内において健全な生態系として保全されている保護地域の割合は、陸で20.5%、海で13.3%とされています。

2023年3月に閣議決定された新しい生物多様性国家戦略（生物多様性国家戦略 2023-2030）にも、30 by 30が達成すべき目標の一つとして盛り込まれています。

3 LEAPアプローチ

LEAPアプローチとは、TNFDが情報開示に向けて提唱した、自然関連リスクと機会の管理のための統合的な評価プロセスを示したものの。



ココがポイント

LEAPは、企業が自然との接点を有する「場所」や関係する生態系を発見し（Locate）、依存関係と影響を診断し（Evaluate）、自然関連のリスクと機会を評価し（Assess）、開示への対応を準備する（Prepare）といった4つのフェーズを示した実践的ガイダンスです。「場所」に焦点をあてて自然資本のリスクと機会を分析・把握し、企業が優先順位をつけて取り組む新しいアプローチです。

キリンホールディングス株式会社が2022年7月に公表した「キリングroup 環境報告書2022」では、このLEAPアプローチを踏まえた自然資本の試行的開示に取り組んでいます。キリンホールディングスはLEAPアプローチを適用することで、特定の場所の「自然資本」をより持続的に利用するとともに、気候変動や不適切な使用済み容器による自然資本への悪影響を最小化することが持続可能な事業のために必要であることをより鮮明に明らかにできた、としています。

4 国際自然保護連合(IUCN)

International Union for Conservation of Nature and Natural Resources（自然及び天然資源の保全に関する国際同盟）の略称。1948年に設立された、スイスに本部を置く社団法人。



ココがポイント

IUCNは全地球的な野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施しています。

団体からなる会員制度を基本としており、会員は、国家会員、政府会員、NGO、先住民地域共同体と4つに区分されます。会員は、自然保護の現場で活躍しながら、IUCNのビジョンやミッションに共鳴した活動を実施します。1964年には「IUCN絶滅危惧種レッドリスト™」を創設し、動物、植物、菌類の地球規模での保全状況についてまとめた世界で最も包括的な情報源となっています。

日本では1980年、IUCNの理念に賛同した加盟する人々・組織が、日本の中で自然保護のために一つになることを実現するために国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）が設立されました。IUCNの理念や活動の紹介のほか、レッドリストや生物多様性条約などについて解説冊子を発行しており、2022年には実務者のためのガイドラインである「企業の生物多様性パフォーマンスの計画策定及びモニタリングのためのガイドライン」が発行されました。これはESG投資・企業情報開示を見据えて、企業の生物多様性戦略の策定方法について、4つのステージに分けて具体的に進め方を指南する形式のガイドラインとなっています。